

株式交換に関する事後備置書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号に定める書面)

東京都品川区東五反田二丁目 17 番 1 号
コムシスホールディングス株式会社
代表取締役 加賀谷 卓

岐阜市早田栄町四丁目 28 番地
朝日設備工業株式会社
代表取締役 渡邊 直哉

コムシスホールディングス株式会社（以下「甲」といいます。）と朝日設備工業株式会社（以下「乙」といいます。）は、2020 年 8 月 7 日付で甲乙間にて締結した株式交換契約書に基づいて、2020 年 10 月 1 日（効力発生日）をもって、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を実施いたしましたので、会社法第 791 条および第 801 条ならびに会社法施行規則第 190 条の定めに従い、本件株式交換に関する事項を下記のとおり開示いたします。

記

1. 株式交換契約が効力を生じた日
2020 年 10 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続きの経過
 - ① 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過
会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った株主はありませんでした。
 - ② 会社法第 785 条の規定による手続きの経過
乙は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 9 月 8 日付で乙の株主に対し、株式交換をする旨ならびに株式交換完全親会社である甲の商号および住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求をした株主はありませんでした。
 - ③ 会社法第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過
乙は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、会社法第 787 条および第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過
 - ① 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過
第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当はありません。
 - ② 会社法第 797 条の規定による手続きの経過
甲は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項の規定により 2020 年 8 月 7 日付で、甲の株主に対し、株式交換をする旨ならびに株式交換完全子会社である乙の商号および住所を公告いたしました。
 - ③ 会社法第 799 条の規定による手続きの経過
本件株式交換において、乙の株主に対して交付する金銭等は、甲の株式のみであり、また、乙は新株予約権付社債を発行していないため、甲は、本件株式交換において、会社法第 799 条の規定による手続きは行っておりません。
4. 株式交換によって株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式数
本件株式交換によって甲に移転した乙の株式の数は 40,000 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項
 - ① 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を経ずに本件株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本件株式交換に反対する旨を通知した株主はおりませんでした。よって、簡易株式交換の要件を満たしております。
 - ② 甲は、本件株式交換に際し、本件株式交換の効力発生日の前日（2020 年 9 月 30 日）の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 4.20 株の割合をもって交付いたしました。なお、甲が交付した株式の総数は 168,000 株であり、全て甲が所有する自己株式を交付しております。
 - ③ 本件株式交換に伴い、甲の資本金および準備金の額の変動はありません。
 - ④ 甲は、本件株式交換の効力発生日付で、保有する乙の株式 40,000 株全てを N D S 株式会社（本店：名古屋市中区千代田二丁目 15 番 18 号）に譲渡しました。

以上